

## 両大会の概要

### 《国民体育大会》

目 的	広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするもの。
主 催 者	日体協、文科省、開催都道府県、会場地市町村、日体協加盟競技団体
時期・期間	9月中旬～10月中旬 / 11日間以内
競 技 数	○正式競技〔37競技 冬3競技〕 (H27 和歌山国体本大会開催競技： 陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ) ○特別競技(高校野球) ○公開競技〔2～5競技〕 (H27 和歌山国体本大会開催競技： 綱引、ゲートボール、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ) ○デモンストレーションスポーツ ※ 平成35年実施競技は、平成28年度に決定予定
参加者数	22,000人程度(選手・監督)

### 《全国障害者スポーツ大会》

目 的	障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与する。
主 催 者	日障スポ協、文科省、開催都道府県・指定都市、開催地市町村、関係団体
時期・期間	原則として国体の直後 / 3日間
競 技 数	○正式競技〔13競技(個人6、団体7)〕 (H27 和歌山大会開催競技： 個人：陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング 団体：車椅子バスケットボール、グラウンドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、バスケットボール、ソフトボール、サッカー) ○オープン競技〔1～4競技〕 (H27 和歌山大会開催競技：車いすテニス、卓球バレー) ※ 平成35年実施競技は、平成33年度に決定予定
参加者数	5,500人程度(選手・監督・役員)

## 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県競技力向上対策本部設立準備経過

### 《平成25年度》

- 8/ 2 県体協が「平成35年国体招致要望書」を、県障スポ協が「平成35年全障スポ招致要望書」を、知事、県教育委員会、県議会議長にそれぞれ提出
- 11/25 11月県議会で、知事が「平成35年国体と全障スポの佐賀県招致」を表明
- 12/17 県議会が「平成35年国体と全障スポの佐賀県招致」を決議
- 12/20 県教育委員会が「平成35年国体と全障スポの佐賀県招致」を議決

### 《平成26年度》

- 4/ 1 文科大臣、日体協会長、日障スポ協会長に、「平成35年国体と全障スポの開催提案書」を提出
- 6/ 4 日体協理事会において、平成35年佐賀県での国体開催内々定
- 10/ 9 両大会の佐賀県準備委員会設立会・第1回準備委員会開催

### 《平成27年度》

- 7/ 9 両大会の佐賀県準備委員会第2回準備委員会開催
- 8/ 8 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会平成27年度第1回競技団体連絡会議
- 9/18 **佐賀県競技力向上対策本部（仮称）に係る関係機関（県・県教委・県体協）第1回打合せ**
- 10/15 両大会の佐賀県準備委員会第3回準備委員会開催
- 12/ 5 **平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会平成27年度第2回競技団体連絡会議**
- 12/11 **佐賀県競技力向上対策本部（仮称）に係る関係機関（県・県教委・県体協）第2回打合せ**
- 12/24 両大会の佐賀県準備委員会第1回総会・第1回常任委員会開催
- 2/ 1 **平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県競技力向上対策本部設立会議・第1回本部会議**

対策本部の事業実施スケジュール（予定）

年度	大会準備のスケジュール	競技力向上対策本部のスケジュール	
H26	両大会開催提案書提出 国体開催内々定	<p>競技力向上対策本部設置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">                     国体競技力 向上基本計 画の策定                 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">                     障害者スポーツ 普及基本計画の 策定                 </div> </div> <p style="text-align: center;">＜基本的な取組み＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">組織体制の整備・拡充</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">選手の発掘・育成・強化</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">指導者の養成及び資質の向上</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">競技力向上・障害者スポーツ普及のための環境整備</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">障害者スポーツの普及</p> </div> </div> </div>	
H27			
H28	国体実施競技決定		
H29	中央競技団体会場地視察		
H30	国体開催申請書提出 国体開催内定		
H31			
H32	国体会場地総合視察 国体開催決定		
H33	全障スポ開催時期決定 全障スポ実施競技決定		
H34	両大会の リハーサル大会開催		
H35	両大会の開催		

## 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県競技力向上対策本部 設立趣旨（案）

オリンピック・パラリンピック・デフリンピック、世界選手権など世界の舞台をはじめ、国内トップレベルの大会・リーグなど、国民の注目度の高い舞台での佐賀県ゆかりのアスリートやチームの活躍は、県民に、夢と感動、活力を与えます。

また、こうした県民の注目が集まる舞台で、佐賀県ゆかりのアスリートやチームが活躍することは、県民の皆さんに、新たにスポーツを始めたり、スポーツに関心を持っていただく“きっかけ”となるとともに、スポーツ以外のことも含めて、さらに高い目標や新しい事にチャレンジする“きっかけ”にもつながります。

こうしたことから、本県では世界を目指すアスリートを支援するとともに、スポーツ団体等が行う競技力の向上への取組を支援しております。

このような中、本県では、平成35年（2023年）に第78回国民体育大会・第23回全国障害者スポーツ大会が開催されます。

両大会において、県民の期待に応え、佐賀らしい戦い方で開催県としてふさわしい成績を収め、また、大会終了後も安定した競技力を維持し、計画的に競技力向上を図っていくとともに、さらなる本県のスポーツを推進していくため、「平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県競技力向上対策本部」を設立いたします。

## 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県競技力向上対策本部規約（案）

### 第1章 総則

（名称）

第1条 この本部は、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県競技力向上対策本部（以下「対策本部」という。）と称する。

（目的）

第2条 対策本部は、第78回国民体育大会・第23回全国障害者スポーツ大会に向けた競技力の向上及び障害者スポーツの普及を図るとともに、大会終了後も更なる本県のスポーツの推進に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 対策本部は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技力向上対策の基本方針及び総合的な強化計画等に関すること。
- (2) 競技力向上対策事業の実施に関すること。
- (3) 競技力向上対策の条件整備に関すること。
- (4) 障害者スポーツの普及に関する基本方針及び総合的な計画等に関すること。
- (5) 障害者スポーツの普及事業に関すること。
- (6) 障害者スポーツの普及のための条件整備に関すること。
- (7) その他対策本部の目的達成に必要な事業に関すること。

### 第2章 組織

（構成）

第4条 対策本部は、本部長及び次の各号に掲げる者のうちから本部長が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 競技力向上及び障害者スポーツの普及に関係する機関及び団体の役職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、本部長が必要と認める者

（役員）

第5条 対策本部に、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 若干名
- (3) 監事 若干名

（役員を選出）

第6条 本部長は、佐賀県副知事をもって充てる。

2 副本部長及び監事は、本部会議の承認を得て、委員のうちから本部長が委嘱する。

（役員職務）

第7条 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名した副本部長が、その職務を代行（代理）する。

3 監事は、事業の執行状況及び会計について監査し、必要があるときは、本部長に対し意見を述べる。

（任期）

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、本部の目的が達成され、解散することとなる日までとする。ただし、委員等が就任時における所属機関及び団体等の役職を離れた場合、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 本部長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 本部長は、前項の規定により、委員等の変更があった場合は、次の本部会議において報告する。

### 第3章 会議

（会議の種類）

第9条 対策本部に次の会議を置く。

- (1) 本部会議
- (2) 国体選手強化対策委員会
- (3) 障害者スポーツ普及委員会
- (4) 専門委員会

（本部会議）

第10条 本部会議は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。

2 本部会議は、本部長が招集する。

3 本部会議は、本部長又は本部長が指名した者が議長となる。

4 本部会議は、次の事項について審議し、決定する。

- (1) 総合的な事業の推進に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 役員の選任に関すること。
- (4) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) 対策本部の解散に関すること。
- (7) 国体選手強化対策委員会及び障害者スポーツ普及委員会に付託及び委任する事項に関すること。
- (8) その他競技力の向上に関わる重要事項に関すること。

5 本部会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。

6 本部会議に出席できない委員は、委任状により議決に加わることができる。

7 本部会議の議事は、出席委員（委任状により議決に加わった委員も含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

（議決の省略）

第11条 議決すべき事項について、委員の全員が電子メール又は書面により同意の意思表示をしたときは、その事項を可決する旨の議決があったものとみなす。

（国体選手強化対策委員会）

第12条 国体選手強化対策委員会は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。

2 国体選手強化対策委員会は、本部会議から付託及び委任された専門的事項について調査・協議する。

3 前項のほか、国体選手強化対策委員会に関する必要な事項については、本部長が別に定める。

(障害者スポーツ普及委員会)

第13条 障害者スポーツ普及委員会は、本部長が委嘱する委員をもって構成する。

2 障害者スポーツ普及委員会は、本部会議から付託及び委任された専門的事項について調査・協議する。

3 前項のほか、障害者スポーツ普及委員会に関する必要な事項については、本部長が別に定める。

(専門委員会)

第14条 専門委員会は、国体選手強化対策委員会委員長及び障害者スポーツ普及委員会委員長が委嘱する者をもって構成する。

2 専門委員会は、国体選手強化対策委員会及び障害者スポーツ普及委員会から検討要請された事項について調査・協議する。

3 前項のほか、専門委員会に関する必要な事項は、国体選手強化対策委員会委員長及び障害者スポーツ普及委員会委員長が別に定める。

## 第4章 専決処分

(本部長の専決処分)

第15条 本部長は、本部会議を招集するいとまがないときは、本部会議の審議事項について専決することができる。

2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の本部会議において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第16条 対策本部の事務を処理するため、佐賀県文化・スポーツ部スポーツ課内に事務局を置く。

2 事務局に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

## 第6章 会計

(経費)

第17条 対策本部の経費は、佐賀県からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 対策本部の収支予算は、本部会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て本部会議の承認を得なければならない。

(会計年度等)

第19条 対策本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 対策本部の会計に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(残余財産の帰属等)

第20条 対策本部が解散するときに有する残余財産は、本部会議の議決を得て処分する。

## 第7章 解散

(解散)

第21条 対策本部は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

## 第8章 補則

(補則)

第22条 この規約に定めるもののほか、対策本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附則

1 この規約は、平成28年2月1日から施行する。